

仕 様 書

1. 建設機械の概要

機械名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	機械重量	排気量
デスクモア	GMD500				427kg	

2. 建設機械の現状等

(1) 稼働時期は不明。相当期間(5年以上)屋外保管で未整備のため状態についても不明。

3. 引き渡し条件

- (1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。
- (2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。
- (3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- (4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。
- (5) 搬出費用は、落札業者が負担する。
- (6) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

仕 様 書

1. 建設機械の概要

車 名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	車両重量	排気量
ニッサン・スーパースター	空港用高速 スーパ除雪車	S-3	H12	58,700Km	15,100kg	17,990cc

2. 建設機械の現状等

- (1) 令和5年度まで稼働しており、令和6年度以降は未整備である。
○故障箇所有り。
・走行用エンジンベルトテンショナー故障
・作業エンジンオイル漏れあり
・ブレーキチャンバーエア漏れあり
・その他オイル、作動油漏れ、前後バッテリー上がりあり
- (2) リサイクル料金は未納付であるため、落札後落札業者で預託すること。
- (3) 車検を取得しておらず、正確な重量が不明のため、車両総重量は推定値。

3. 引き渡し条件

- (1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。
- (2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。
- (3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- (4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。
- (5) 搬出費用は、落札業者が負担する。
- (6) 落札業者は、建設機械搬出後解体処理する場合は、使用済自動車引取証明書を提出すること。また、解体処理が終了次第解体報告書を当事務所に提出すること。
- (7) 落札業者は、車両にペイントされている(秋田県等)ものは、塗りつぶす等所定の作業を行い完了後の写真を提出すること。この場合の経費については、落札業者が負担するものとする。
- (8) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

※入札希望者は、事前に電話予約の上、必ず車両現物を確認してください。
動作を確認される場合は、ジャンプスターター等を準備してください。

仕 様 書

1. 建設機械の概要

車 名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	車両重量	排気量
ニッサン・スノープスター	空港用高速 スノーパ除雪車	S-5	H14	50,868Km	15,100kg	17,990cc

2. 建設機械の現状等

- (1) 令和7年度まで稼働しており、令和8年度以降は未整備である。
○故障箇所有り。
 - ・各部オイル、作動油漏れあり
 - ・前後バッテリー上がりあり
- (2) リサイクル料金は未納付であるため、落札後落札業者で預託すること。
- (3) 車検を取得しておらず、正確な重量が不明のため、車両総重量は推定値。

3. 引き渡し条件

- (1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。
- (2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。
- (3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- (4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。
- (5) 搬出費用は、落札業者が負担する。
- (6) 落札業者は、建設機械搬出後解体処理する場合は、使用済自動車引取証明書を提出すること。また、解体処理が終了次第解体報告書を当事務所に提出すること。
- (7) 落札業者は、車両にペイントされている(秋田県等)ものは、塗りつぶす等所定の作業を行い完了後の写真を提出すること。この場合の経費については、落札業者が負担するものとする。
- (8) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

※入札希望者は、事前に電話予約の上、必ず車両現物を確認してください。
動作を確認される場合は、ジャンプスターター等を準備してください。

仕 様 書

1. 建設機械の概要

車 名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	車両重量	排気量
三菱	プラウ除雪車	T-5	H12	108,459km	20,100kg	21,200cc

2. 建設機械の現状等

- (1) 令和3年度まで稼働しており、令和4年度以降は未整備である。
○故障箇所有り。
 - ・各部オイル漏れあり
 - ・バッテリー上がりあり、長期末整備のため詳細な状態不明
- (2) リサイクル料金は未納付であるため、落札後落札業者で預託すること。
- (3) 車検を取得しておらず、正確な重量が不明のため、車両総重量は推定値。

3. 引き渡し条件

- (1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。
- (2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。
- (3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- (4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。
- (5) 搬出費用は、落札業者が負担する。
- (6) 落札業者は、建設機械搬出後解体処理する場合は、使用済自動車引取証明書を提出すること。また、解体処理が終了次第解体報告書を当事務所に提出すること。
- (7) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

※入札希望者は、事前に電話予約の上、必ず車両現物を確認してください。
動作を確認される場合は、ジャンプスターター等を準備してください。

仕 様 書

1. 建設機械の概要

車 名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	車両重量	排気量
UD	プラウ除雪車	T-8	H17	84,252km	19,620kg	13,074cc

2. 建設機械の現状等

- (1) 令和4年度まで稼働しており、令和5年度以降は未整備である。
 - 故障箇所有り。
 - ・各部オイル漏れあり
 - ・バッテリー上がりあり、長期未整備のため詳細な状態不明
- (2) リサイクル料金は未納付であるため、落札後落札業者で預託すること。
- (3) 車検を取得しておらず、正確な重量が不明のため、車両総重量は推定値。

3. 引き渡し条件

- (1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。
- (2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。
- (3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- (4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。
- (5) 搬出費用は、落札業者が負担する。
- (6) 落札業者は、建設機械搬出後解体処理する場合は、使用済自動車引取証明書を提出すること。また、解体処理が終了次第解体報告書を当事務所に提出すること。
- (7) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

※入札希望者は、事前に電話予約の上、必ず車両現物を確認してください。
動作を確認される場合は、ジャンプスターター等を準備してください。

仕 様 書

1. 建設機械の概要

車 名	規格・品質	登録番号	年式	走行距離数	車両重量	排気量
ニイガタ	ロータリ除雪車	秋田市う 244	H7	3,222Km	2,050kg	1,490cc

2. 建設機械の現状等

(1) 令和3年度まで稼働しており、令和4年度以降は未整備である。

○故障箇所有り。

・ハブベアリング不良

・各部オイル、作動油漏れあり、長期未整備のため詳細な状態不明

3. 引き渡し条件

(1) 建設機械(売買物品)は、秋田空港除雪機械格納庫前にて引き渡す。後日受領書を提出すること。

(2) 建設機械(売買物品)は、売り払い代金納付時の現状有姿とする。

(3) 一度引き渡された建設機械(売買物品)は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。

(4) 落札業者が売り払い代金を全額納付したときは、危険負担は落札業者に移転する。その後発生した財産の破損、盗難、及び焼失などによる損害の負担は、落札業者が負うものとする。

(5) 搬出費用は、落札業者が負担する。

(6) 契約締結後当該建設機械についての廃車申告受付書を送付するので、落札業者は速やかに標識交付登録を行うこと。
また、登録完了後標識交付証明書の写しを提出すること。登録に時間を要する場合、その旨文書で報告すること。

(7) 落札業者は、車両にペイントされている(秋田県等)ものは、塗りつぶす等所定の作業を行い完了後の写真を提出すること。
この場合の経費 については、落札業者が負担するものとする。

(8) 建設機械(売買物品)は、令和8年11月30日までに搬出すること。

※入札希望者は、事前に電話予約の上、必ず車両現物を確認してください。
動作を確認される場合は、ジャンプスターター等を準備してください。